

(号外)
独立行政法人国立印刷局本号で公布された
法令のあらまし政
令政
令

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年五月二十二日

内閣総理大臣 安倍晋三

政令第百七十三号

〔政
令〕

目 次

○国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正す

- る政令（政令第一七三号）（厚生労働省）
 1 特定生活関連物資等に、消毒等用アルコール（アルコール（これを含む製剤を含む。）（医薬品及び医薬部外品以外のものにあつては、アルコール分が六〇度以上のものに限る。）であつて、消毒等（消毒、殺菌その他これらに類する行為をいう。）に使用されることが目的とされてゐるもの（これを染み込ませた脱脂綿、紙、不織布その他の材料を含む。）をいう。）を指定することとした。（第一条関係）

- 2 特定生活関連物資等を不特定の相手方に対し売り渡す者から特定生活関連物資等の購入をした者は、当該購入をした特定生活関連物資等の譲渡（不特定又は多数の者に対し、当該特定生

- 活関連物資等の売買契約の締結の申込み又は誘引をして行つものであつて、当該特定生活関連物資等の購入価格を超える価格によるものに限る。）をしてはならないこととした。（第二条関係）

- 3 2の規定（1の消毒等用アルコールに係る部分に限る。）は、2に規定する譲渡のうちこの政令の施行の日前に締結された売買契約によるものについては、適用しないこととした。（附則第二項関係）

- 4 この政令は、公布の日から起算して四日を経過した日から施行することとした。
 1 この政令は、公布の日から起算して四日を経過した日から施行する。
 （経過措置）
 改正後の第二条の規定（改正後の第一条第二号に係る部分に限る。）は、改正後の第二条に規定する譲渡のうちこの政令の施行の日前に締結された売買契約によるものについては、適用しない。

- 内閣総理大臣 安倍晋三
 財務大臣 麻生太郎
 厚生労働大臣 加藤勝信
 経済産業大臣 梶山弘志